

2003年米国包括通商競争力法 1377条レビューへの 日本政府のコメント

平成 15 年 4 月 17 日

米国包括通商競争力法1377条レビューは、米国自身の判断により電気通信分野における「通商合意」の運用と有効性を審査し、他国に対する措置を決定する際の前提とするものであるが、我が国としては、このような一方的なアプローチをとることを容認する条項が存在すること自体、懸念を有しているところである。

本レビューのように、事業者間の個別の問題について、電気通信事業法が用意する裁定あるいは意見の申出といった透明な手続きを踏まず、安易に政府間の問題として持ち出す姿勢は改められるべきである。

本レビューの具体的項目に対し、以下の通りコメントする。

1. 携帯着信料金

我が国では、携帯の接続料が、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超える場合には、総務大臣が接続約款変更命令を発することができることとされている。

また、本レビュー自身が指摘するように、NTTドコモの接続料は累次引き下げられてきており、この3月にも再度5%程度引き下げられたところである。その結果、本レビュー自身がリストアップしている各国の現行の携帯接続料の比較においても、日本の携帯接続料は最も低廉なものとなっている。

さらに、米系事業者が、意見申出や裁定若しくは命令の申立又は紛争処理手続といった法律上の仕組みを活用して携帯の接続料の設定が不適切であるとの主張を行ったことはない。

2. 固定接続料

我が国では、現行の固定の接続料は、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものとして設定されたものである。本レビューにおいては、「既に欧州や米国における同種料金の2倍」とだけ記載しているが、我が国との接続料を比較する場合、米国には地域事業者間における相互接続料だけでなく州際、州内アクセスチャージや定額制の接続料も存在し、相当程度高額な接続料も多数あることから、これらを全て含めた水準で比較すべきである。

3月末に答申の出た接続料規則の一部改正は、研究会や審議会、意見招請などを経て検討したものであり、トラフィックが減少する中でLRICモデルを適用した結果である。そのため、本レビューにおける「政府が所有するNTT東西の収益の必要

性から料金引上げを正当化した」との記述は事実誤認であり、「公正性の欠如」との記述は不適切である。

また、我が国が、WTOの基本電気通信合意を誠実に履行している点は改めて指摘するまでもない。

3. 独立規制機関

WTO参照文書は、規制機関が、いかなる基本電気通信サービス提供者からも分離され、また、市場のすべての参加者に対して公平であることを規定したものであるが、我が国がこれを履行していることは言うまでもない。また、我が国におけるブロードバンドインターネットや携帯電話サービスにおける競争の進展に裏付けられるように、我が国の規制のあり方は効果的なものであり、世界的に見ても成功している。